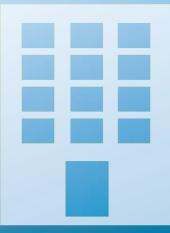


商工会会員事業者の皆さんへ

商工会の業務災害保険

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

“今”という時代の労災リスクに、2つの安心。



経営を
守る補償

使用者賠償補償

+ 従業員を
守る補償

労働災害補償

団体スケールメリットによる割引を適用!

保険期間 2024年10月1日(午後4時)～2025年10月1日(午後4時)

(このパンフレットは2024年10月1日～2025年9月1日始期の契約まで有効です。)

中途加入も毎月受付中

加入依頼書を毎月25日までに取扱代理店にご提出いただくと
翌月1日から1年間の保険期間となります。

[契約者]



全国商工会連合会

Central Federation of Societies of Commerce and Industry

補償の強みを

知る

「経営」と「従業員」、ダブルの安心でここまで頼もしく!

商工会の業務災害保険

特長
1

多数割引30%に加え、 ご加入者ごとの割引を適用!

30%

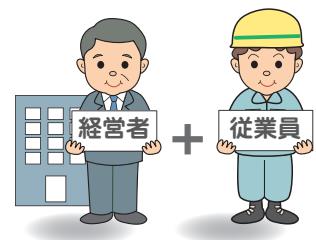
+
個別の
割引率

- ・団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、ご加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引を適用します。
- ・「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省)の認定を受けているご加入者にはさらに5%の割引を適用します。

特長
2

2階建ての手厚い補償で 「経営」と「従業員」をお守りします。

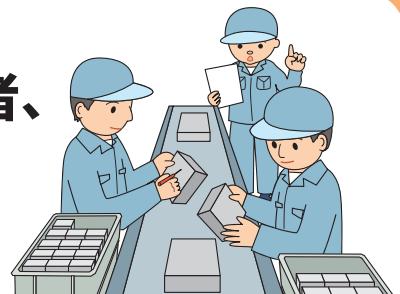
- ・従業員の労災事故による経営側への賠償請求に対応します。
- ・従業員に対する補償金として保険金をお支払いします。



特長
3

パート、アルバイトを含む全従業員、 建設業下請負人、運送業の傭車運転者、 派遣労働者、構内下請負人の方々も 幅広く補償します。

貴社の事業内容や売上高で保険料を算出します。



特長
4

保険金は政府労災保険の 認定を待たずにお支払いします。

※脳・心疾患、精神障害等による補償保険金のお支払いは
政府労災の認定が必要です。

※使用者賠償責任特約については、政府労災の認定を待つ
場合があります。

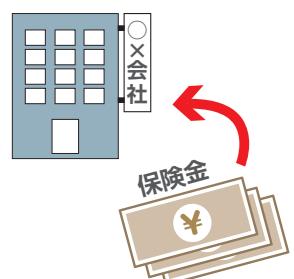


特長
5

保険金は企業にお支払いします。

- ・法定外補償規定等(災害補償規程など)に基づき
補償対象者やその遺族に対して給付する補償金として
企業に保険金をお支払いします。

※「事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書」を
ご提出いただきます。



の特長!

経営を
守る補償

+従業員を
守る補償

特長
6

企業をめぐる労災訴訟では1事故あたり 最高5億円まで賠償責任を補償します。

企業をめぐる訴訟では億単位の賠償金が命じられる判決もあります。
そこで、会社経営を守るための十分な補償をご用意しました。

特長
7

ケガだけでなく、うつ病による自殺や 過労死等の新型労災にも対応します。

近年増加している経営側への賠償請求にも手厚い補償でお応えします。

詳しくは P.5



特長
8

オプション 天災危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波まで、 天災によるケガも補償します。



特長
9

オプション 雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、不当解雇、セクハラ・パワハラ等の 行為に伴う企業・役員への賠償請求にも 最高3,000万円まで補償します。

詳しくは P.6

特長
10

工事業の場合は経営事項審査(W1)で 15ポイントの加点が可能です。

「商工会の業務災害保険」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(2024年5月現在)

加点対象と
なるための
3条件

すべての
工事について、

- ①死亡および後遺障害の第1級～第7級を補償していること。
- ②業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③貴社の全従業員および全下請負人の全従業員を補償対象としていること。

補償の手厚さを 知る

充実の基本補償、心強いメンタルヘルスケアサービス、多彩 経営と従業員をダブルサポート!

使用者賠償補償



経営を
守る補償

万が一の労災事故発生により、企業またはその役員、従業員が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

基本補償① 損害賠償金

企業またはその役員、従業員が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

1事故あたり最高 5億円

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。



基本補償② 費用保険金

企業またはその役員、従業員が負担する次の争訟費用等をお支払いします。

- 弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- 争訟に対応するための諸費用
- 解決のための引受保険会社への協力費用
- 第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用
- 損害の発生および拡大を防止するための費用

*訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただきます。

労働災害補償



従業員を
守る補償

役員、従業員の方々が業務災害や通勤災害によりケガなどを被った場合、法定外補償規定等(災害補償規程など)に基づいて支出する補償金に対して、保険金をお支払いします。

基本補償① 死亡・後遺障害補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

基本補償② 入院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として入院された場合にお支払いします。(支払日数*限度)

基本補償③ 手術補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし1事故につき1回の手術にかぎります。(支払日数*以内の手術にかぎります。)

基本補償④ 通院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします。(90日限度)

*支払日数は180日、1,000日から選択いただけます。ただし、お支払い対象となる入院日数を1,000日とした場合も、補償対象となるのは事故発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院にかぎるため、事故発生日から181日目以降に開始した入院または再入院は補償対象外となります。また、事故発生日からその日を含めて1,000日までの期間の入院が対象となります。



◆お支払いする身体障害の例

- 業務中または通勤中の事故によるケガなど
(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。)
- 業務に起因して生じた症状(熱中症、しもやけ、潜水病など)
(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるものをいいます。)
- 業務に起因する精神障害、脳血管疾患、虚血性心疾患など
(労災保険法等で給付が決定されたものにかぎります。)

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名を通知していただく必要はありません。)

	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員・パート・アルバイト	○	—
●建設業者の場合：貴社の下請負人(注1)	○	—
●貨物運送事業者の場合：貴社の傭車運転者(注2)	○	—
もっぱら貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約(注3)に基づき貴社の業務に従事するもの	○	—
出向者(注4)	○	—

(注1)下請負人とは建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注2)傭車運転者とは貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人および業務委託契約における受託人をいい、数次の請負もしくは業務委託の場合を含みます。

(注3)請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

(注4)出向者については、貴社と雇用関係を結ぶ、出向元の役職員や、貴社に出向ってきており、貴社と雇用関係のない役職員を補償対象者の範囲に含めることができます。

○：補償の対象となります。 ○：ご希望により補償の対象とすることができます。

△：業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

なオプションまで

商工会の業務災害保険の補償内容

主なオプション補償

育児・疾病・介護休業費用 補償特約

役員や従業員が育児、疾病、介護等の理由により休業した場合に、企業等が負担する社会保険料や代替人材雇用のための費用を補償する特約です。

弁護士費用等補償特約

被保険者が被った対人・対物被害、経済的被害（クレーム行為や従業員の信用毀損等の行為、詐欺被害、知的財産権の被侵害）について、保険金請求権者が負担する費用^(*)によって被る損害に対して補償する特約です。
※費用の詳細は16ページをご確認ください。

従業員による不誠実行為 補償特約

使用人が行った窃盗・横領などの不誠実行為により、被保険者が被った財産上の損害を補償する特約です。

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、不当解雇、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントに起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。

シェアリングトラブル費用 補償特約

被保険者が所有する建物や土地等の空間をシェアリングサービスを通じて第三者に貸し出した際、利用者との間に生じたトラブルを解決するために被保険者が負担する費用等を補償する特約です。

天災危険補償特約

業務中や通勤中に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても、補償する特約です。

入通院臨時費用補償特約

業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等を補償する特約です。

臨時費用

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなれたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。

休業補償保険金支払特約

業務中のケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責日数（3日）を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度にお支払いする特約です。

※休業補償保険金のてん補期間は180日、362日、727日、1,092日から選択いただけます。



補償を

選ぶ

1

労災事故が
発生すると

使用者賠償責任は、 3億円以上をお勧めします!

①使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法 第5条【2008年3月施行】において、次のように安全配慮義務の明文化がなされました。

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

②損害賠償額が高額になるケースがあります。

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が変更されました。
これに伴い、逸失利益などの損害賠償額が増加傾向にあります。

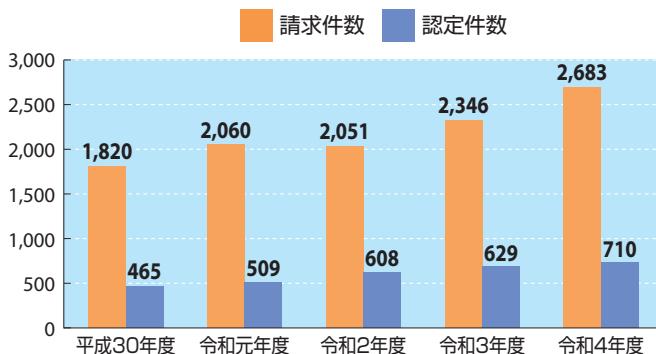
参考データ

■高額民事損害賠償事例

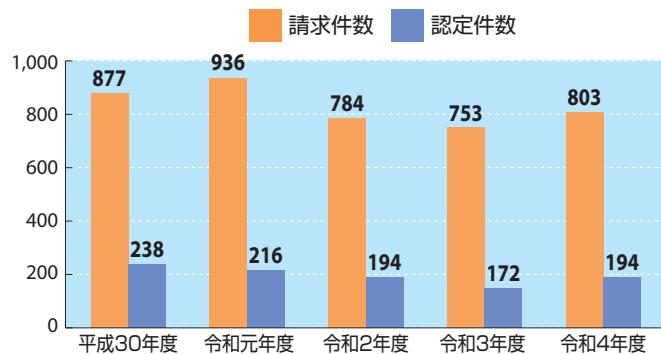
判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	2008年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	2010年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	1994年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	2002年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	1996年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	2000年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

※損保ジャパン調べ

■精神障害等による労災請求・認定件数の推移



■脳・心疾患による労災請求・認定件数の推移

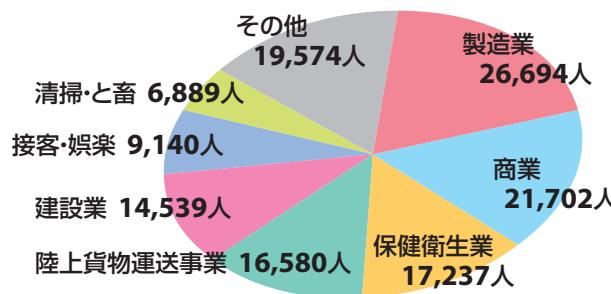


近年、過労死や心の病による労災請求が急増。企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています。

出典：厚生労働省 令和4年度「過労死等の労災補償状況」

■死傷災害発生状況

(死亡災害および休業4日以上)



労働災害はあらゆる
業種で多発!

死傷者数
合計
約 13万人

※新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。

※出典：厚生労働省
「令和4年労働災害発生状況」

選ぶ

②

雇用リスクへの備えとして、 雇用慣行賠償責任補償の付帯をお勧めします!

トラブルの 増加

①近年、以下のような労使間のトラブルが増加しています。



このようなトラブルは、経営者の皆さまの知らないところで発生していることがほとんどであり、訴えられ初めて問題に気づくケースも少なくありません。

環境の変化

②パワハラ防止法等^(※)の施行(中小企業においては2022年4月から)により、企業はハラスメントへの対策を講じることが義務化されました。

(※)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

③インターネットの普及や労働者側の弁護士の増加などを背景に、労務トラブルは増加傾向にあり、従業員から企業への訴訟リスクが高まっています。

トラブル事例

※実際の事例を基に想定した事例です。業種、金額等修正を加えています。

■トラブル事例①ハラスメント

企業Aは、元従業員より、「上司だった従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、退職を余儀なくされた」とことで、2,000万円の損害賠償請求を受けた。

■トラブル事例②不当解雇

企業Bは、業績の悪化により整理解雇を行った元従業員より、「整理基準や人選が合理的でなかった」として、解雇を無効とする労働契約上の地位確認、ならびに未払い賃金として1,000万円の差額の請求を受けた。

参考データ

■全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数の推移



約50人に1人の潜在リスク^(※1)

(※1)潜在リスクとは、相談件数を日本の労働人口(約6,902万人)で割ったものをいいます。

【引用・参考】厚生労働省「令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況」

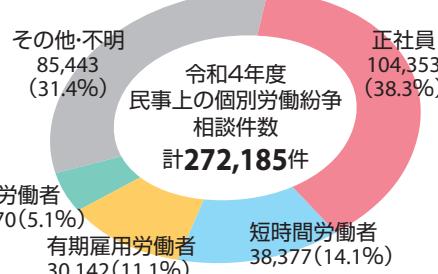
解雇や、職場におけるいじめ等の相談件数は、年間120万件を超えています!

■民事上の個別労働紛争・就労形態別の件数

相談者の種類

労働者	229,878(84.5%)
事業主	25,667(9.4%)
その他	16,640(6.1%)

※事業主からの相談は、相談対象の労働者の就労形態を計上している。



約3割が正社員以外の方とのトラブル

【引用・参考】厚生労働省「令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況」

緊急時サポート総合サービス

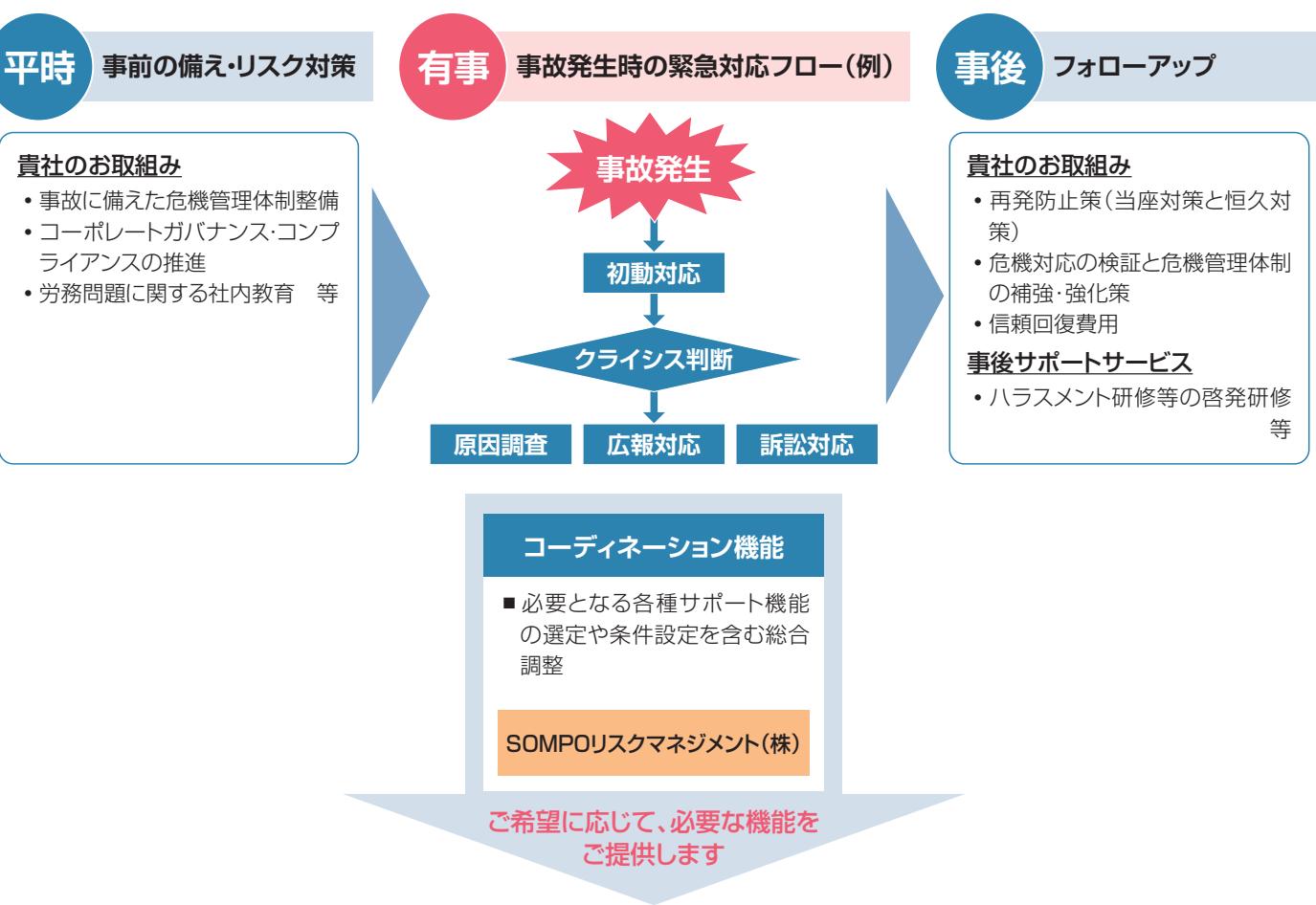
オプション補償である雇用慣行賠償責任補償特約をセットいただくと、
事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する
「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

サービス概要

近年、訴訟対応については、訴訟提起後のマスコミ対応がその後の企業の業績や社会的信頼回復を大きく左右する要因となっております。

緊急時サポート総合サービスでは、迅速かつ適切な危機管理広報対応を実現するサポートとして、事故時の記者会見やお詫び文書の作成方法を相談することができる緊急時の各種広報支援機能等をご利用いただけます。

※保険金支払いができる場合にかぎります



緊急時マスコミ対応支援

- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 信頼回復のための広報支援
- 想定Q&Aのレビュー

SOMPOリスクマネジメント(株)
プラットコンサルティング(株)

ネット炎上対応支援機能

- 緊急WEBモニタリング機能
- ネット上の情報発信の助言
- ネット上の論調調査
- 検索エンジン対応(評判悪化予防対応)

(株)エルテス

ファイナンス機能

- 事故受付&緊急時サポート総合サービス利用連絡
- 保険金の支払い

損害保険ジャパン(株)

エデュケーション機能

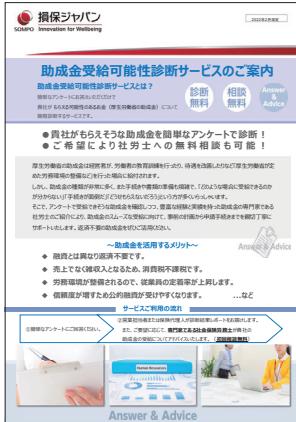
- 事故発生後のハラスマント研修等サポート

SOMPOリスクマネジメント(株)

損保ジャパンの提携社労士サービス

1 助成金受給可能性診断

簡単なアンケートにお答え頂くだけで、厚生労働省の助成金の受給可能性が診断できるサービスです。



こんなお客さまにお勧め

- もらえるお金はもらっておきたい!
- 以下の取り組みを実施する予定がある
 - ・非正規社員の待遇改善
 - ・社員教育の充実
 - ・女性の活躍推進 など

2 就業規則チェックサービス

お客様の就業規則に問題がないか、各条文ごとに社会保険労務士によるチェックが受けられるサービスです。



こんなお客さまにお勧め

- 就業規則を作成(改定)したのがいつか分からない
- トラブルを招く規定がないか不安だ…
- 法改正に対応していない箇所があるか見て欲しい

3 勞務リスク診断

簡単なアンケートにお答え頂くだけで潜在化している労務リスクの診断ができるサービスです。

4 メンタルヘルス対策診断

簡単なアンケートにお答え頂くだけで、メンタルヘルス対策の課題について診断ができるサービスです。

5 ストレスチェック導入事前相談サービス

ストレスチェック関連の社内規程や社内文書のひな形のご提供に加えて、運用面での相談ができるサービスです。

**全てのサービスについて、社会保険労務士が相談(初回無料)に応じることが可能です。
また、上記サービス以外のご相談にも対応します。**

詳しい内容・お申込は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入企業さまは“無料”でご利用いただけます!

こころとからだホットライン



「こころとからだホットライン」は、商工会の業務災害保険にご加入いただいた企業の役職員のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス (24時間・365日)

※各電話相談サービスは、1回あたり30分程度のご利用が目安となります。

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート

●人間ドック紹介
人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

●郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

●検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

※頻回利用される場合、ご利用回数を制限させていただく場合がございます。
※応対者の指名はできません。

専門医相談(予約制)

より専門的な相談を希望される場合に、医師と電話で相談頂くことが可能です。※ご利用は一部の科目に限ります。

医療機関情報提供

●緊急時の医療機関情報の提供
夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。

●専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関して相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルスカウンセリング

全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面またはWebでのカウンセリングを行います。(予約制)



- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は
平日 9:00～22:00 土曜 10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。

メンタルヘルス電話カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で応対します。



- 利用時間
平日 9:00～22:00 土曜 10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。
- 回数制限なし

メンタルITサポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



人事労務ご担当者さま向けサービス(平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

※1 ご利用は、ご加入後にお送りする「商工会の業務災害保険」加入証明書記載の「こころとからだホットライン」専用の電話番号をご連絡ください。

※2 本サービスは損保ジャパンの提携業者を通じて提供します。

※3 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、加入者番号をお伺いすることがございますので、ご了承ください。

※4 ご利用は日本国内からにかぎります。

※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※6 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

商工会の業務災害保険ご加入企業さま向け

ストレスチェックサポートサービス

2015年12月の労働安全衛生法の改正により、従業員50人以上の事業場については事業者（企業）に対し従業員のストレスチェックが義務化されました。それに伴い、商工会の業務災害保険にご加入いただいている企業さまに、商品付帯サービスとしてストレスチェック義務化をサポートする以下のサービス「ストレスチェックサポートサービス」をご用意しています。
ぜひご活用ください。



ストレスチェックサポートサービス サービス内容

ストレスチェック

医師、保健師等によるストレスチェックを実施

※サービス対象範囲は
点線囲み部分です。

実施者

ストレスチェックの結果を従業員に直接通知
相談窓口等についても情報提供

実施者

ストレスチェックの結果を
職場ごとに集団分析

従業員

セルフケア
相談窓口の利用

実施者

結果の事業者への通知に
同意の有無確認

実施者

集団分析結果を
事業者に提供

(注)企業さまは、実施にあたり、実施者を選任いただく必要があります。

実施者
事業者に結果通知

職場環境の改善
のために活用

集団分析

※結果を5年間保存

●サービス提供内容一覧

(注)※部分は、企業さまのご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。

大項目	小項目
サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定※
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール※
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	従業員への相談窓口の表示
	事業者への集団分析結果の提供※
	実施者へのストレスチェック結果の提供※
検査終了後	労働基準監督署への提出書類作成※

- 本サービスは損保ジャパンの提携業者を通じて提供します。
 - ストレスチェックはWEBによる実施となります。通信環境やセキュリティ等、インターネットご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
 - この無料サービスは、ストレスチェック制度の一部を実施するものであり、義務化範囲のすべてをカバーするものではありません。
- ※詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

入会のご案内



サクセスネット

Success Net があなたの会社をサポートします!

中小企業のお客さまの経営に役立つ情報の提供と事業発展、福利厚生の充実とリスクマネジメント体制の向上などを図ることを目的として、第一生命と共同運営する会員制の無料サービスです。商工会の業務災害保険のお申込みと同時にご入会いただけます。

※お申込みからご利用まで1~2か月程度お待ちいただいております。すぐにご利用されたい場合は、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットからお申込みいただくか、サクセスネットホームページのトップ右上から直接お申込みください。

■ サービスご利用の流れ

※サービス内容は、予告なく変更する場合があります。

入会金・年会費 無料

①入会のお申込み

会員規約に同意のうえ、申込書にメールアドレス
を記入してお申込みください。

②会員登録URLの通知

会員登録用のURLが、申込書に記入した
メールアドレスへ送られてきます。

③登録の完了・各種サービスのご利用

メールに記載のURLにアクセスし、登録を完了させてください。即日ご利用いただけます。

同一企業内でのご登録者の追加も可能です。会員登録完了後、サクセスネットにログインいただき、マイページより追加したい同僚の方を招待してください。

●会員専用ホームページ <https://sj-successnet.kalep.net/>



インターネット サクセスネットホームページからご利用いただけるサービス

TEL 電話でご利用いただけるサービス
サービスにより電話番号が異なりますのでご注意ください

無料 無料でご利用いただけるサービス

ご優待 会員ならではの優待価格でご利用いただける
サービス

ビジネス情報

■ ビジネスレポート

インターネット 無料

就業規則などすぐに使える会社規定集、建設、製造、運輸などの業界動向、経営者が知っておきたいマネジメント情報等、1,000本以上のレポートをホームページ上で検索し、取り出せます。

提供会社:株式会社日本情報マーク

■ 日経BP記事配信サービス

インターネット 無料

Powered by 日経BP BizBoard

「日経BP社」が刊行する雑誌記事やWEBニュース等を配信。
絶え間なく動く業界・企業の先端情報や、最新のトレンド情報を毎月お届けします。

提供会社:株式会社日経BP

ビジネス支援

■ 助成金受給可能性診断サービス、 労務リスク診断サービス

インターネット 無料

簡単なアンケートにお答えいただくだけで、企業の人事・労務に関する診断レポートをお届けします。全ての診断サービスで、信頼と実績における社会保険労務士による無料診断(60分)も可能です。

提供会社:中小企業福祉事業団

福利厚生

■ 福利厚生サービス

TEL ご優待

(福利厚生俱楽部/WELBOX)

各種福利厚生メニューが会員価格で利用できるアウトソーシングサービスです。

※実際の利用にあたっては提供会社との個別契約が必要となります。

提供会社:株式会社リロクラブ、株式会社イーウェル

自己啓発

■ 書籍ダイジェスト

ご優待

経営に役立つビジネス書のダイジェスト情報を提供します。

提供会社:日本デイタムサプライ株式会社

※サービス内容は、予告なく変更する場合がございます。

※上記はサービスの一例です。詳しくはホームページをご覧ください。

ご加入について

1 ご加入対象者

各地商工会の会員事業者

(※政府労災に加入、同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用している事業者にかぎります。)



2 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- ・加入依頼書
- ・預金口座振替依頼書(注)

(注)新規・中途加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

- ・事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書

3 掛金の 払込方法

掛金^(注1)は補償開始月の翌々月12日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落としとなります。

なお、通帳へは「NSショウコウカイG」^(注2)と印字されます。

(注1)月額保険料に制度維持費(税込み)100円が加算されたものです。

制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2)金融機関により通帳印字が異なるケースがございます。

4 申込 締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)新規ご加入の場合

2024年10月1日補償開始の場合 : 2024年9月25日

2024年11月1日以降補償開始の場合 : 補償開始月の前月25日
(休日の場合は翌営業日)

(2)継続ご加入の場合

2024年10月1日補償開始の場合 : 2024年9月10日

2024年11月1日以降補償開始の場合 : 補償開始月の前月10日
(休日の場合は翌営業日)

(3)変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受付けています。変更月の前月25日(休日の場合は翌営業日)までに取扱代理店までお申し出ください。

なお、振替口座は変更月の翌々月12日より変更されます。

5 お手続き について

- 貴社の直近会計年度の年間売上高(消費税込み)により保険料を算出します。

※新規事業者の場合は、事業計画に基づく見込み年間売上高により、保険料を算出します。

- すべての従業員の方が包括的に対象となり、ご契約時に名簿の提出は不要です。

- 従業員の入れ替わり、人数の変動による手続きは不要です。

※従業員の方が退職・入社で入れ替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があつてもその都度のお手続きは不要です。従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、すべての従業員の方が自動的に補償の対象となります。

- 医的診査・健康告知は不要です。

- 売上高の変動による保険料の請求・返還手続きは不要です。

- 保険期間終了後の保険料精算はありません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：事業活動総合保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。
- 保険契約者：全国商工会連合会
- 保険期間：2024年10月1日午後4時から2025年10月1日午後4時まで1年間となります。
以降毎月25日(休日の場合は翌営業日)までの受付分について、受付日の翌月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日
- 新規ご加入の場合 2024年9月25日
 - 継続ご加入の場合 2024年9月10日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は、ご加入時の加入依頼書をご確認ください。
- 加入対象者：各地商工会の会員事業者(※政府労災に加入、同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用している事業者にかかります。)
- 被保険者：各地商工会の会員事業者(使用者賠償責任は会員事業者の役員、建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。)ならびにその役員も含みます。)
- 補償対象者：・被保険者の正規従業員・臨時雇従業員
・追加補償対象者
※追加補償対象者とは次のいずれの者およびその構成員をいいます。
(1)建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約^(注)における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。
(注)被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約にかかります。
(2)貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人^(注1)および業務委託契約における受託人^(注2)をいいます。
(注1)数次の請負による場合の請負人を含みます。
(注2)数次の業務委託による場合の受託人を含みます。
(3)もっぱら被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設^(注1)内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約^(注2)に基づき、被保険者の業務に従事するもの
(注1)事務所、営業所、工場等をいいます。
(注2)請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。
※ご希望により、被保険者の役員・個人事業主、出向者を補償対象者に含めることができます。
- お支払方法：2024年12月12日よりご指定の口座から毎月引落とします。中途加入の場合は、加入日(保険始期日)の翌々月12日(休日の場合は翌営業日)よりご指定の口座から毎月引落としとなります。(12回払)
加入のお申込みは隨時受け付けます。加入日(保険始期日)の翌々月よりご指定の口座から毎月引落とします。
※制度維持費として1加入者ごとの月額保険料に制度維持費100円が加算されます。
(注)制度維持費は、事務手続き費用等(口座振替手数料等)に充当します。そのため、引き落とし後の返金はできません。
※引落としが出来なかった場合(資金不足等の場合)は、翌月に2か月分を引落とします。2か月連続で引落としができなかった場合は最初に引落としえできなかった月の前々月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落としから2か月連続で引落としができなかった場合は、最初からご加入がなかつたものとさせていただきます。
- お手続方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。保険料につきましては、保険期間開始日の翌々月から毎月引落とします。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、脱退される月の前月25日(休日の場合は翌営業日)までにご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- その他変更：預金口座変更、加入者名、住所変更などは、変更月の前月25日(休日の場合は翌営業日)までに取扱代理店までお申し出ください。
なお、振替口座は変更月の翌々月12日より変更されます。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の(1)から(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が法定外補償規定等(災害補償規程など)に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

**ご契約のご検討
にあたって**

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。

公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

加入証明書の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
①死亡補償保険金 ^(注1)	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 ※後遺障害補償保険金の等級別保険金支払割合を変更することも可能です。詳しくはP17をご覧ください。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じん帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 オプション	次のア. またはイ. の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア. 以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、10万円を限度にお支払いします ^(注4) 。
⑦臨時費用保険金 (入院用臨時費用 補償特約) オプション	業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等を補償する特約です。 以下の費用をお支払いの対象とします。 ①公的医療保険制度に規定する一部負担金およびその他補償対象者が治療のために病院、診療所に支払った費用 ②医師の指示により購入した治療にかかる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用 ③入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養費および生活療養費のうち食事の提供に要する費用 など
⑧入院一時金補償 保険金 ^(注5) オプション	業務中のケガなど ^(注2) により入院され、次のア. およびイ. に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. 入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑨休業補償保険金 オプション	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。補償期間(てん補期間)は、180日・362日・727日・1,092日から選択いただけます。

※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったり、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1)既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2)貴社の役員・個人事業主のみ業務外のケガも対象とすることができます。ただし、貴社の役員・個人事業主以外の補償対象者については、業務外のケガを対象とすることはできません。

(注3)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなれた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注4)追加補償対象者については、補償の対象外です。

(注5)1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

用語の説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	貴社の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務(建設業者の下請負人の場合は、貴社から請け負った業務)に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注) または大動脈解離などをいいます。 (注)心臓性突然死を含みます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号FOOからF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、法定外補償規定等(災害補償規程など)により貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご加入者または被保険者の故意
 - 補償対象者または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
 - 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
 - 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ
（「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。）
 - 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
 - 補償対象者が山岳登攀（ピッケルなど登山用具を使用するもの）、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
 - 補償対象者に対する刑の執行
 - 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
 - 補償対象者が航空機（航空運送事業者の路線便を除きます。）を操縦中のケガ
- など
- 保険金の種類①から⑤までおよび⑧、⑨までに適用される固有の事由**
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - 補償対象者の病気（業務上の症状を除きます。）
 - 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置
- など

特約の概要

特約の名称	特約の内容													
	補償対象者（貴社の役員・個人事業主・使用人）が、次のいずれかの事由に該当した結果、貴社が負担する費用を補償します。													
育児休業事由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償対象者の養育する子の出産または育児のために休業を開始し、休業した期間が次に掲げる所定の日数以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">休業期間の要件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;">左記休業期間を合算して31日以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合^(注1)</td> <td style="text-align: center;">休業開始日から連続して休業した期間が31日以上</td> </tr> </table> </td></tr> </table>			補償対象者の養育する子の出産または育児のために休業を開始し、休業した期間が次に掲げる所定の日数以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">休業期間の要件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;">左記休業期間を合算して31日以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合^(注1)</td> <td style="text-align: center;">休業開始日から連続して休業した期間が31日以上</td> </tr> </table>	補償対象者	事由	休業期間の要件	被保険者の使用者	産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合	左記休業期間を合算して31日以上	被保険者の役員・事業主本人	養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合 ^(注1)	休業開始日から連続して休業した期間が31日以上
補償対象者の養育する子の出産または育児のために休業を開始し、休業した期間が次に掲げる所定の日数以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">休業期間の要件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;">左記休業期間を合算して31日以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合^(注1)</td> <td style="text-align: center;">休業開始日から連続して休業した期間が31日以上</td> </tr> </table>	補償対象者	事由	休業期間の要件	被保険者の使用者	産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合	左記休業期間を合算して31日以上	被保険者の役員・事業主本人	養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合 ^(注1)	休業開始日から連続して休業した期間が31日以上					
補償対象者	事由	休業期間の要件												
被保険者の使用者	産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合	左記休業期間を合算して31日以上												
被保険者の役員・事業主本人	養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合 ^(注1)	休業開始日から連続して休業した期間が31日以上												
疾病休業事由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償対象者が、疾病休業を要する状態^(注2)となったことにより休業を開始し、その休業が開始した日から同一の疾患病を原因として休業した期間が連続して31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 </td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table> </td></tr> </table>			補償対象者が、疾病休業を要する状態 ^(注2) となったことにより休業を開始し、その休業が開始した日から同一の疾患病を原因として休業した期間が連続して31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 </td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	補償対象者	事由	事由	被保険者の使用者	次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 		被保険者の役員・事業主本人	損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合	
補償対象者が、疾病休業を要する状態 ^(注2) となったことにより休業を開始し、その休業が開始した日から同一の疾患病を原因として休業した期間が連続して31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 </td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	補償対象者	事由	事由	被保険者の使用者	次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 		被保険者の役員・事業主本人	損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合						
補償対象者	事由	事由												
被保険者の使用者	次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合 													
被保険者の役員・事業主本人	損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合													
介護休業事由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償対象者が、対象親族^(注3)の介護のための休業を開始し、その休業が開始した日から連続して休業した期間が31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">対象親族が要介護状態^(注4)である場合^(注5)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table> </td></tr> </table>			補償対象者が、対象親族 ^(注3) の介護のための休業を開始し、その休業が開始した日から連続して休業した期間が31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">対象親族が要介護状態^(注4)である場合^(注5)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	補償対象者	事由	事由	被保険者の使用者	対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合		被保険者の役員・事業主本人	対象親族が要介護状態 ^(注4) である場合 ^(注5)	
補償対象者が、対象親族 ^(注3) の介護のための休業を開始し、その休業が開始した日から連続して休業した期間が31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補償対象者</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">事由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の使用者</td> <td style="text-align: center;">対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被保険者の役員・事業主本人</td> <td style="text-align: center;">対象親族が要介護状態^(注4)である場合^(注5)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	補償対象者	事由	事由	被保険者の使用者	対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合		被保険者の役員・事業主本人	対象親族が要介護状態 ^(注4) である場合 ^(注5)						
補償対象者	事由	事由												
被保険者の使用者	対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合													
被保険者の役員・事業主本人	対象親族が要介護状態 ^(注4) である場合 ^(注5)													
保険金額とてん補期間														
疾病・介護休業費用保険金額														
育児休業費用保険金額														
てん補期間														
対象となる費用の範囲														
① 補償対象者に対する社会保険料 ^(注6)														
② 補償対象者の代替のための求人、採用等に関する費用														
③ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した②以外の費用 ^(注7)														
④ 補償対象者が職場に復帰する ^(注8) にあたり、業務の遂行を支援するために要した職場環境整備費用														
⑤ 補償対象のお見舞いに関する費用。ただし、貴社または事業主の対象親族である補償対象者に支払う費用は除きます。														
⑥ 貴社が損保ジャパンの書面による同意を得て支出した日本国内で行う次のいずれかに該当するコンサルティング ^(注9) に関する費用。ただし、通常支出している人件費、弁護士顧問料等を除きます。 ア. 補償対象者が休業したことに関する相談等の対応 イ. 再発防止対応														
※①⑤⑥の費用は、育児休業事由においてお支払いの対象になりません。														
※①から⑥までの費用は、休業期間に要した費用にかぎります。ただし、てん補期間を限度とします。また、①の費用については、貴社が支出した費用のうち、社会保険料対応期間に対応する額になります。														
※③および④の損害は合算して20万円、⑤の損害は10万円をそれぞれ支払限度額とします。														

(注1)その子が1歳に達する日までに取得した休業にかぎります。

(注2)補償対象者が、次のいずれかの場合に該当したことにより休業を必要とする状態をいいます。①八大疾病を被った場合 ②精神障害の発病が医師により診断された場合 ③①および②以外の疾病を被り、入院を伴う治療を行った場合

(注3)次のいずれかの者またはこれらの者に準ずる者として育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で定める者をいいます。ただし、補償対象者との続柄は、休業を開始した時ににおけるものをいいます。①補償対象者の配偶者 ②補償対象者またはその配偶者の父母 ③補償対象者またはその配偶者の子 ④補償対象者の祖父母 ⑤補償対象者の孫 ⑥補償対象者の兄弟姉妹

(注4)介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

(注5)初年度契約の保険期間の開始日以降、同一の親族ごとに1回の休業にかぎります。

(注6)社会保険料について規定しているそれぞれの法令において事業主が負担することが定められている額にかぎります。

(注7)残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費および代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。

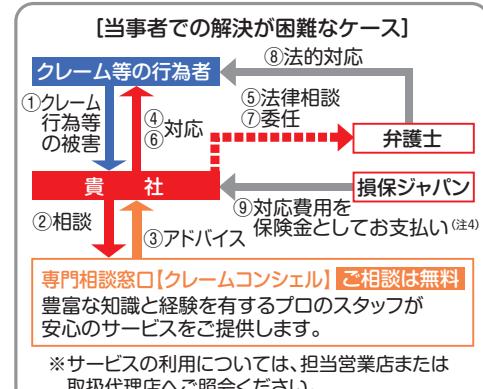
(注8)休業期間を終え、被保険者の業務に再び従事することをいいます。この場合において、業務に従事する場所は問いません。

(注9)コンサルティング事業者^(注10)に行う支援、指導または助言業務をいいます。

(注10)補償対象者の疾病または対象親族の介護に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。

特約の概要(続き)

特約の名称	特約の内容															
弁護士費用等補償特約 オプション	<p>被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。</p> <p>この特約の補償の対象となる方(被保険者)は貴社(加入証明書の被保険者氏名欄に記載された方)であり、対人被害に関する損害の場合は貴社の役員および使用人も含まれます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類</th><th>被害の原因となる対象事故^(注1)</th><th>対象となる費用</th><th>支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対人被害・対物被害</td><td>急激かつ偶然な外来の事故</td><td>紛争解決弁護士費用法律相談費用</td><td>被保険者1名につき100万円 保険期間を通じて300万円</td></tr> <tr> <td>経済的損害</td><td>クレーム行為・使用人の信用毀損等の行為 詐欺行為・知的財産権の被侵害</td><td>業務妨害阻止対策弁護士費用^(注2) 法律相談費用</td><td>1事故につき70万円 保険期間を通じて140万円 1事故につき10万円 保険期間を通じて30万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※クレームコンシェル^(注3)によるクレーム解決サポートサービスも提供します。</p> <p>(注1)日本国内において発生したものにかぎります。 (注2)クレーム行為および使用人の信用毀損等の行為については、対象事故に該当する行為を止めさせる措置等をするための弁護士費用を含み、行為を行った者に対して損害賠償請求を行うための弁護士費用を除きます。 (注3)損保ジャパンが指定する、クレーム行為等を解決するための窓口をいいます。 (注4)詐欺行為および知的財産権の被侵害に関する損害につきましては、弁護士費用はお支払い対象外となります。</p>				被害の種類	被害の原因となる対象事故 ^(注1)	対象となる費用	支払限度額	対人被害・対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	紛争解決弁護士費用法律相談費用	被保険者1名につき100万円 保険期間を通じて300万円	経済的損害	クレーム行為・使用人の信用毀損等の行為 詐欺行為・知的財産権の被侵害	業務妨害阻止対策弁護士費用 ^(注2) 法律相談費用	1事故につき70万円 保険期間を通じて140万円 1事故につき10万円 保険期間を通じて30万円
被害の種類	被害の原因となる対象事故 ^(注1)	対象となる費用	支払限度額													
対人被害・対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	紛争解決弁護士費用法律相談費用	被保険者1名につき100万円 保険期間を通じて300万円													
経済的損害	クレーム行為・使用人の信用毀損等の行為 詐欺行為・知的財産権の被侵害	業務妨害阻止対策弁護士費用 ^(注2) 法律相談費用	1事故につき70万円 保険期間を通じて140万円 1事故につき10万円 保険期間を通じて30万円													
従業員による不誠実行為補償特約 オプション	<p>被保険者の業務に従事中の使用人が、自己の職務上の地位を利用して「窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為」を行ったことによって日本国内で発生した事故により、被保険者が所有する「業務用の設備・什器等および商品・製品等」または「業務用の通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物」に生じた損害を補償します。(保険期間を通じて100万円が限度となります。1事故につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)</p>															
使用者賠償責任補償特約(自動セット)	<p>補償対象者が業務^(注4)に従事中の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、貴社またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。</p> <p>①政府労災により給付される金額 ②自賠責保険などにより支払われるべき金額 ③災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 (注)追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務(建設業者の下請負人の場合は、貴社から請け負った業務)とします。また、貴社に損害賠償責任がない場合は免責となります。</p>															
脳・心疾患等補償特約(自動セット)	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象者が身体の障害を被った原因が、労災保険法等で給付が決定された「脳血管疾患」「虚血性心疾患等」「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」に起因する場合、補償保険金をお支払いする特約です。 使用者賠償責任補償特約においても「脳血管疾患」「虚血性心疾患等」「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」に起因する損害賠償を補償する特約です。 															
共同企業体(甲型JV)の取扱いに関する特約(自動セット)	<p>貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、その企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。</p>															
雇用慣行賠償責任補償特約 オプション	<p>以下の行為に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。(1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険期間を通じて特約の保険金額限度) ①雇用上の差別 ②不当解雇 ③セクシャルハラスマント^(注) ④マタニティハラスマント^(注) ⑤パワーハラスマント^(注) ⑥ケアハラスマント^(注) ⑦モラルハラスマント^(注) (注)具体的な行動や発言を行った補償対象者個人に損害賠償請求がなされた場合は、お支払いの対象となりません。</p>															
シェアリングトラブル費用補償特約 オプション	<p>貴社が所有する建物または土地のシェアリング行為に起因して以下のいずれかの紛争を伴う事象が発生した場合に、その解決に必要な費用を補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者または利用者以外の第三者から紛争解決機関に紛争の解決を申し立てられたこと、またはそのおそれ 貴社が利用者に対する紛争の解決を紛争解決機関に申し立てるべき事象 															
後遺障害補償保険金支払割合変更特約 オプション	<p>普通保険約款に定める後遺障害補償保険金の等級別保険金支払割合を変更する特約です。</p>															
入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約(1,000日用) オプション	<p>入院補償保険金および手術補償保険金の支払限度日数を180日から1,000日に延長する特約です。 ※補償対象となるのは事故発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院にかぎるため、事故発生日から181日目以降に開始した入院または再入院は補償対象外となります。また、事故発生日からその日を含めて1,000日までの期間の入院が対象となります。</p>															
天災危険補償特約 オプション	<p>地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)</p>															
保険金支払に関する特約 オプション	<p>保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。</p>															
死亡のみ補償特約(使用者 賠償責任補償特約用) オプション	<p>使用者賠償責任補償特約の補償を補償対象者が死亡した場合に限定する特約です。</p>															



※サービスの利用については、担当営業店または取扱代理店へご照会ください。

ご加入にあたっての注意

貴社において法定外補償規定等(災害補償規程など)を制定済みの場合には…	法定外補償規定等(災害補償規程など)の内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において法定外補償規定等(災害補償規程など)を制定していない場合には…	①企業が補償を行いたいと考える契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または法定外補償規定等(災害補償規程など)に定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が法定外補償規定等(災害補償規程など)に定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて法定外補償規定等(災害補償規程など)に定める補償金の額を限度にお支払いします。

ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

1 告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険加入者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

■加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

2 加入証明書について

加入証明書は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3ヶ月を経過しても加入証明書が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3 クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

4 他人のための契約について

ご加入者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

5 保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご加入者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、パンフレット裏面記載の事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類		必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類		保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類		事故状況説明書、罹災証明書、メーカー・修理業者などからの原因調査報告書など
③ 損害(※1)の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類		診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など
④ 保険の対象であることが確認できる書類		売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類		同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類		示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書など
⑦ 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類		承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など
⑧ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類		他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※1) 損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことといいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。
なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

1 保険期間について

- (1)この保険の保険期間は1年間です。
- (2)保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返りい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 個人情報の取扱いについて

- 全国商工会連合会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 全国商工会連合会は、本契約に関する個人情報を、都道府県商工会連合会、各地商工会に提供します。
- 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、各地商工会、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、ご加入者および被保険者の保険金請求情報等を全国商工会連合会ならびに都道府県商工会連合会、各地商工会に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 全国商工会連合会ならびに都道府県商工会連合会、各地商工会は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、ご加入者からの照会・応答の他、団体保険その他全国商工会連合会ならびに都道府県商工会連合会、各地商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。
- 申込人(ご加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

事故発生時の対応

【事故サポートセンター】 0120-501-380

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570 - 022808

〈通話料有料〉

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体のウェブサイト上の約款等に記載しています。
または、必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン担当営業店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

【担当営業店】

【商工会名】

【取扱代理店】

〈受付時間〉

平日：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【募集文書作成担当店】 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

〈受付時間〉 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)